

日刊	JP 新東京	No.2756	2020年4月1日 (水)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部			
TEL 03-5606-6784 内線 4353			

3/30（月）以降における郵便窓口・ゆうゆう窓口の開設時間の短縮について

1 概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都からの新たな外出自粛要請を受け、3/30（月）から当分の間、東京都内の郵便局の郵便窓口・ゆうゆう窓口の開設時間を短縮します。

2 営業時間の短縮等【実施日 3/30（月）～別途通知するまでの間】

（平日、土曜日又は日祝日の通常の営業時間が18時を超える局に限る）

（1）3/30（月）から当分の間、平日、土曜日及び日祝日の郵便窓口及びゆうゆう窓口の営業時間の短縮

※大口窓口は対象外です。

なお、ゆうゆう窓口に大口顧客が来局した場合は、発着口等で対応。

※留置郵便物等の受取人が、郵便局での受け取りを強く希望した場合は、
個別に対応する

（2）24時間営業局（通常の窓口の営業時間が0:00～24:00の郵便局）については、営業開始時刻を7:00に変更

日付	24時間営業局のゆうゆう窓口	左記以外のゆうゆう窓口・郵便窓口
3/30(月)	0:00～21:00	
3/31(火)	7:00～21:00	
4/1(水)	7:00～21:00	～19:00(19:00以降開設局は19:00まで短縮)
4/2(木)	7:00～21:00	
4/3(金)	7:00～21:00	
4/4(土)	7:00～18:00	～18:00(18:00以降開設局は18:00まで短縮)
4/5(日)	7:00～18:00	
4/6(月)	(開始時刻を7:00に変更)	(通常通り)

春

開

NOW

(運動編)

第38号
2020年
3月27日(金)

今日のトピックス

西宮郵便局念願の過半数達成！

《組織拡大レポート》

分会のリーダーシップで

近畿地本 阪神支部

13人拡大！

阪神支部は、今年度、近畿地本の組織拡大重点支部として700人組織を目指すことでし、長年の懸案である西宮局の過半数獲得を第1目標に取り組んできました。

西宮分会は、分会長・副分会長を中心に未加入者へ個別にオルグ活動を展開し、2月～3月で13人の加入拡大に成功しました。

36交渉の時期に、過半数まであと一歩という状態でしたが、分会役員・組合員が一丸となり、念願であった西宮局の過半数獲得を達成することができました。



めざせ25万人組織

組織拡大集中取り組み期間

2,237

本日までの拡大数
あとはかかる
一言が組合加入
のキッカケに

3月19日現在 242,671人

新規採用者全員結集を目指して！



JP日本郵政グループ労働組合
春闘情報はJP労組HP組合員専用サイトからご覧ください⇒
メールマガジンも登録しよう！



日 刊	JP 新東京	No.2767	2020年4月2日(木)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部			
	03-5606-6784	内線 4353	

雇用促進暫定手当に係る対応について

1. 経緯

- (1) 本部はこの間、郵便・物流事業における雇用促進暫定手当の運用課題の解消等、会社と継続協議を行い、新たな手当制度の検討を求めてきた。
- (2) 2019年度には、制度導入当初より指摘してきた、スキルにより加算給が積み上がっている既雇用者と経験・スキルのない新規雇用者の雇用単価が並んでしまうケースがあること等から、既雇用者のモチベーション低下等を招く制度設計の見直しを強く求めた結果、会社に、資格給が雇用促進暫定手当を上回るまで、既雇用者に対するインセンティブ見合いの単価引き上げを判断させた。
- (3) また、その際、雇用促進暫定手当を加えた新規採用者の雇用単価は、原則、資格給Bランクの習熟度無（通配／混合Iの場合、140円）である既雇用者の雇用単価未満となる範囲で、雇用促進暫定手当の上限を設けるという原案に対して、労働力需給逼迫となっている中、郵便局を取り巻く民間企業等の募集単価等を考慮した上で適切な雇用単価となるよう、単価設定上限を設けないことについても判断させた。
- (4) さらに、新たに金融窓口業務組織への適用についても提案を受け、適用の必要性に関して一定受け止めが出来ることから、提案された「雇用促進暫定手当の見直し」を了とし、覚書の締結を行ってきた。
- (5) なお、雇用促進暫定手当の規定化については、全国政策制度討論集会における議論経過等もあり、見直し後の運用状況に関する検証を踏まえた対応が必要との認識のもと、労働需給環境が逼迫している地域への労働力確保策として、その効果が適正に発揮されているか等、2019年度の運用状況の効果検証を踏まえ、規定化に向けては慎重に対応していくとしてきた。

2. 会社の見直し提案

今回、雇用促進暫定手当の見直しとして、2019年度の運用状況の検証を示してきた。

運用状況の検証結果を見れば、適用局所も増加傾向にあることが見て取れる。

また、2019年度に導入した、窓口業務組織での適用状況および効果等についても、浸透性や導入の課題は存在するものの、過年度の期間雇用社員の採用が進んでいないまたは、定着度が課題となっていた部会において、確保が進んでいることが確認でき、その有効性が見て取れることから、一定の議論のもとに規定化を行いたいとする、雇用促進暫定手当の今後の方向性を提案してきた。

3. 本部判断

- (1) 2019年度の見直し（既存雇用者に対する単価引上げおよび金融窓口への導入）については、一定の効果が示されたものの、慎重な対応をはかる必要があり、導入後1年間の効果検証を行った上で、十分な議論を尽くして判断を行う。
- (2) 一方で、現行の雇用促進暫定手当については、現覚書の期限が今年度末で切れることから、次年度の継続についての対応が必要であり、空白期間が生じないよう、暫定的に有効期間を1年間延長する。
- (3) 労働力人口の減少を見据えた場合、雇用確保の際に賃金単価は重要な要素であるため、雇用確保がより困難な地域においては、今後も手立ての必要性が高まること想定し、①現行制度の規定化が有効か、②所属長加算との一本化や、③全く新たな手当制度の創設一等についても、経営に与える影響を見極めつつ、継続した会社との議論を進める。

4. 今後の対応

- (1) 暫定適用期間の延長については速やかに覚書を締結する。
- (2) 当面、会社とは、制度の規定化や新たな制度の創設等、議論を積み重ね、地方とも継続した連携の上に、2021年度の方向性について会社との協議を重ねていく。
- (3) そうした対応を積み重ね、然るべき方向性が定まった段階で、地本書記長会議にて協議をはかり、今後の整理に向けた判断を行う。

各国宛て国際郵便物の 一時引き受け停止

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い、各國における、①国際郵便物の受入停止、②航空便運休による輸送ルートの途絶や輸送力の大幅減が発生していることから、155カ国宛て、航空便等の国際郵便物の発送が不可能な状況にあり、また、航空便の余席がないため、すべての国宛のSAL便の発送が不可能な状況にあることから、2020年4月2日（木）から一時引受停止する。

なお、一時引受停止の旨を、2020年4月1日（水）から窓口掲示およびWebでご案内するというもの。

1. 一時引受停止

(1) 名宛国側での受入停止、航空便の運休による輸送ルート途絶等により、①155カ国への航空便・EMS国際郵便物（うち27カ国は船便も受入停止）、②すべての国宛のSAL便について、4月2日（木）から一時引受停止とするもの。

②中国（航空便の通常郵便物以外）、モンゴル（全種別）については、引き続き引き受け停止。

(2) 宛地への発送が不可能なため、引き受けたもののうち発送できなかった国際郵便物については、順次返送処理。なお、返送方法については別にお知らせ。

2. お客様へのご案内

一時引受停止の旨について、4月1日（水）から、郵便局窓口掲示・WEBページでご案内を開始。（引受停止前に予めお客様にご案内）

3. その他

今後、発送が不可能な宛地が増加する場合には、1週間毎を目途に順次更新予定。

4. JP労組の判断

JP労組は、社員への周知が優先されるべきとの判断のもと、本社に対し的確な社員周知および引受時のお客さま対応にトラブルが生じないよう、指示体制の明確化とマニュアルの現行化を求めた。

また、ポスト投函の国際郵便物の対応について質したところ、会社は、当該郵便物は自局から発送せず可能な限り自局で返送処理する方針との回答を示したことから、具体的に指示を出すことを前提にひとまず受け止めた。

JP労組は、感染拡大が世界的に広がりを見せる中、物流機能への影響範囲も想定が出来ないことから、必要性の有無に関わらず、事前にロックダウンや輸送網が遮断された最悪のシナリオを想定した危機管理を早急に示すよう求めた。

よって、危機管理の扱い等についても継続した協議を重ねていく。

JP 新東京

No.2760

2020年
4月7日(火)日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部03-5606-6784
内線 4353

歓迎

転入・昇用・コース転換された組合員の皆さんへ

2020年4月1日、人事異動で転入された組合員の皆さん、新たに正社員登用された組合員の皆さん、そして、コース転換等で職場や仕事の内容を異にした組合員の皆さん、ようこそ新東京支部へ。

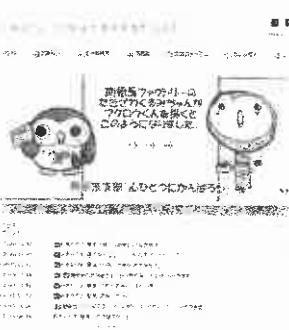
た役員がおり、それぞれ担当の執行委員がいます。疑問や不安は全て役員に相談していただきたいと思います。

組合として、働きやすい職場環境の整備、安心・安全な作業環境、無理のない要員配置等を求めるのと同時に、組合員相互間の交流・親睦深化のためレクリエーションの企画実施をしています。

今回異動されてきた多くの方が不安を抱かれているのではないかと思います。簡単に新東京支部の紹介をさせていただきます。

新東京支部は、新東京郵便局(10分会)と第2輸送部(羽田分会)の11分会で構成されており、組合員は1042名となりました。

11分会全てに分会長を始めとし



「運動」にも参加しています。残念ながら今年は、コロナウイルス感染症感染拡大防止を受けて春レク及び5月開催予定の「まちをきれいにする運動」は中止及び延期を判断しました。

また、組合員の皆さんに迅速正確な情報伝達を目的に日刊紙を作成し配布しており、東京地方大会では機関紙部門で最優秀賞を受賞しました。更に、一ツツールの活用推進としてホームページやフェイスブックを利用し、情報伝達も積極的に行っています。

が、今回が異動したため専ら勉強中)

さらに、新東京独自施策として教育担当主導で正社員を目指す組

会員に対しWEBテストや面接の勉強会も企画実施しており好評をいただいております。

この勉強会

は、自らが正社員登用試験を受け合格した組合員が中心となって、試行錯誤を繰り返し実施しておなり、勉強会出席者が夢をかなえた暁には、自分的事のようにみんなで喜びあつてあります。



ラムの活動も年々充実してきました。今年度は10月に部外講師を招き、フランク・キャンドルを作成しました。参加者全員が満面の笑みでキャンドルを作成していました。

2019年度 新東京支部執行部

役職	氏名	所属部	所属分会
支部長	荒牧 栄司	第二特殊郵便部	第2 特殊分会
副支部長	中口 祐樹	第一普通郵便部	第一普通郵便部
	金沢 稔	第二ゆうパック部	第2 ゆうパック分会
書記長	菅家 和範	郵便企画部	郵便企画分会
執行委員 16	尾形 祐介	第一普通郵便部	第1 普通分会
	大平 隆之	第一普通郵便部	第1 普通分会
	小山 健司	第二特殊郵便部	第2 特殊分会
	村野 学	第二普通郵便部	第2 普通分会
	佐々木 光	第二普通郵便部	第2 普通分会
	佐々木 良哉	郵便窓口部	窓口分会
	川合 健一	郵便窓口部	窓口分会
	佐藤 和代	第一特殊郵便部	第1 特殊分会
	石井 直	第一輸送部	第1 輸送分会
	上田 隆志	第一輸送部	第1 輸送分会
	小林 良宏	第二輸送部	羽田分会
	入澤 亮太	第二輸送部	羽田分会
	高橋 卓馬	第二ゆうパック部	第2 ゆうパック分会
	本間 博文	第一ゆうパック部	第1 ゆうパック分会
	滝原 信彦	第二ゆうパック部	第2 ゆうパック分会
	山中 信一	第二ゆうパック部	第2 ゆうパック分会
会計監査	岡部 渉	郵便窓口部	窓口分会
	岩崎 直之	第二特殊郵便部	第2 特殊分会

組合員が趣味を通じて繋がれる

ようサークル活動にも力を入れております。現在、野球部と写真部が活動中、フットサルが始動待ちとなつて、仕事以外の交流を図れることから好評です。野球部は全国大会出場も手届くところまで来ています。



第12回定期支部大会では、「組合員みんなの力で築こう、眞の幸せ実現職場」をスローガンに掲げ、「組合員の為の組合」への体制確立を確認し現在取組中です。紹介したように、さまざまな場所で多くの組合員が活動しています。

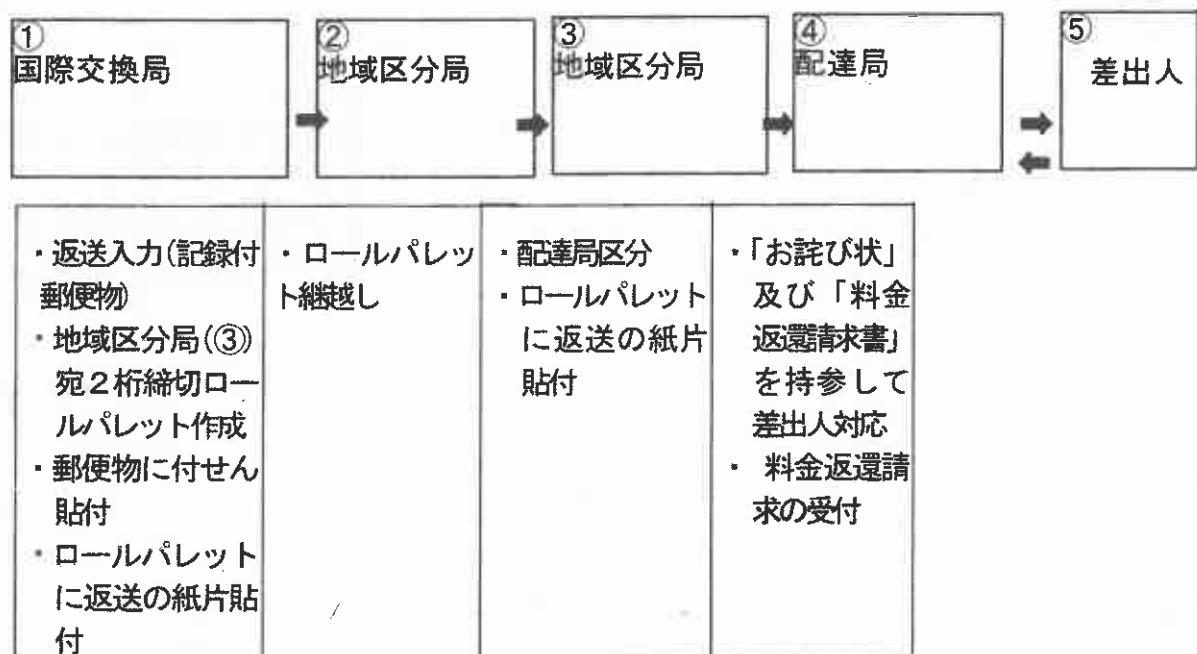
今後とも職場においても、組合活動においても「協力よろしくお願ひします。

日刊	No.2761	2020年4月8日(水)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部		
03-5606-6784	内線 4353	

国際郵便物の一部引受停止に伴う返送オペレーションについて

日本郵便では、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い、4月2日から153か国宛（すでに引受停止となっていた中国とモンゴルを除く）の国際郵便物を一時引受停止とし、関連情報でも周知を行ったが、その際、別途説明するとしていた国際郵便物の返送処理等について情報提供を受けたことから周知する。

1. 返送オペレーションの全体フロー（概要）



※ 「④配達局」以外の引受局(窓口局を含む)に、差出人から料金返還請求のお申出を受ける場合がある。

2. 郵便局別の取扱い

自局の局種に応じて次のとおり取り扱う。

3. 本部の判断と今後の対応

本部は、情報提供が遅くなったことについて質した。

会社は、4月2日の引受停止以降、返送対応に向けて国際交換局へ臨局し、業務運行に係る影響を把握していたため、情報提供に時間を要したとの回答を示した。

本部は、既に支社への指示文書を発出済であり、業務運行を調整する視点で言えば、支社との早期連携はやむを得ないと考えるが、本部・本社間の手続きとして、強く問題提起を行った。また、すでに一時引受停止となったモンゴルあて国際郵便物のお客さまへの返送時の取り扱いに比べ、多国宛多種類の郵便物の返送となり、準備不足の中で業務運行への大きな影響が見込まれることから、支社と連携の上で国際交換局への特段の配慮と、お客さま対応に係る社員周知を丁寧に行うよう求めた。

これに対し会社は、想定問答などの充実について対応する予定であるとの回答を示した。

また、今回の一連の返送における国際収入への影響についても質したところ、会社は、引受停止の影響が大きく反映されるものと認識するが、具体的な影響については、別途精査の上で説明したいと回答するに留まった。

さらに本部は、現時点で引受停止としていない国宛の国際郵便物の引受停止も視野に入れる必要があり、会社には、そうしたことの想定した準備の必要性とスムーズかつ綿密な情報連携を求めたところである。

本部は今後、①新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、政府から緊急事態宣言の発令がなされることも想定しておく必要がある、②その中で、一部報道にもあるとおり、政府の要請に基づき、マスク配布のための業務が生じ、さらに業務負担が増えることも想定される、③一方で、感染経路が不透明な感染者の増加が日々続いている現状をふまえると、社員の安全、健康にも考慮する必要がある—といった状況を考慮しつつ、緊急事態宣言発令下の業務体制について、何より社員の安全第一との認識の下、特にマスクの配布にあたっては、関係官庁、自治体等とも必要な調整を行い、無理のない業務運行の体制を講じるべきと求めているところである。

なお、「緊急事態宣言」発令以降のあらゆる課題については、日々変化する状況に即応及び問題意識を持ちつつ、会社と連携をはかりながら対応に臨んでいくこととする。

以上

日刊	No. 2762	2020年4月9日(木)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部		
03-5606-6784	内線 4353	

世界の郵便事業者：デジタル化

2019年に万国郵便連合(UPU)は報告書「The digital economy and digital postal activities - a global panorama」を公表、ここには125加盟国の郵便事業者のアンケート回答をベースに作成した郵便事業者のデジタル化の状況が示されている。この報告書では93%にあたる

116の郵便事業

者がパートナ

ーシップ等を

通してデジタル

サービスを提供

している。そし

て、73%はデジ

タル郵便分野に

投資額を増やし、

56%はデジタル化

への投資が不十分

であると考えてい

ることが明らかとな

った。

図表1は世界の郵便事業者のデジタル化ランキングである。このランキングはUPUが現在行っているデジタルサービスと今後計画されているデジタルサービスについて算定した指標を用いている。特筆すべきことはカザフスタンとモロッコが欧州勢とともにトップ5入りを果たしていることである。なお、日本はこの調査には参加していない。図表2は、世界の郵便事業者が提供するトップ5のデジタル郵便サービスを表している。図表3は、デジタルサービスを提供するトップ5の理由である。図表4については、モバイルアプリを提供する事業者数を示しており、2012年の16事業者から大幅な増加傾向である。そして図表5は上位5位までのモバイルアプリを通したサービス提供数を示す。ランクインするのはイスラエルと米国を除くと発展途上にある国々の郵便事業である。

今後も郵便事業者のデジタル化は進むものと考えられる。

The digital economy and digital postal activities - a global panorama

出典: The digital economy and digital postal activities - a global panorama pdfより

図表1 デジタル化ランキング

順位	事業者名	指標
1	イスラエル	1.00
2	カザフスタン	0.84
3	モロッコ	0.84
4	ドイツ	0.81
5	ラボスト(フランス)	0.81

図表2 郵便のデジタルサービス

順位	サービス名	%
1	追跡サービス	91
2	サービス料金に関するオンライン情報	85
3	オンラインコンタクト・カスタマーサービス	77
4	オンライン検索(郵便番号・住所・郵便局)	74
5	オンライン通知	59

図表3 デジタル化へのインセンティブ

順位	インセンティブ	%
1	信頼における事業者イメージと評判の確立	83
2	高い市場シェアの確保	82
3	デジタルサービスへの多角化	80
4	既存サービスにデジタルサービスを付加	79
5	デジタルサービスからの収入確保	76

図表4 モバイルアプリ提供事業者数

年	事業者数
2012	16
2015	51
2017	57

図表5 モバイルアプリを通したサービス数

順位	事業者名	数
1	イスラエル	29
2	マレーシア	23
3	コスタリカ	19
4	カザフスタン	19
5	USPS(米国)	18

出典: The digital economy and digital postal activities - a global panorama

◆イオンモバイル調べ シニアのスマートフォン利用に関する調査

イオングループが提供するイオンモバイルは、2019年10月21日（月）～10月24日（木）の期間で、「2019年11月 シニアのスマートフォン利用に関する調査」を実施しました。スマートフォンを利用していると回答した50歳～79歳の男女1,000人（予備調査10,000人）を抽出し、スマートフォン利用について調査をしています。

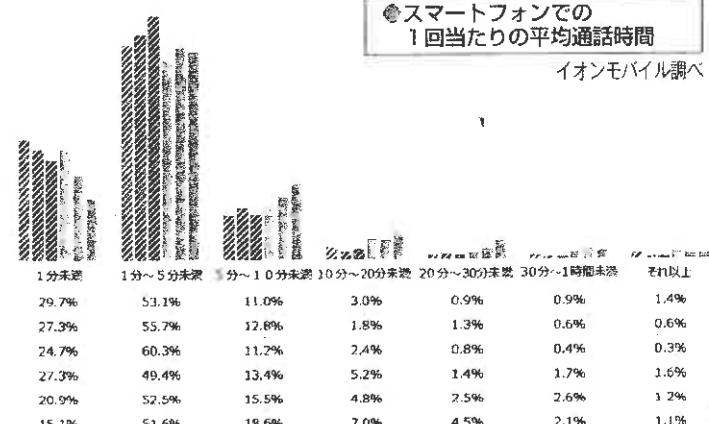


1. シニアのスマートフォン所有率は約7割

50歳～79歳の男女10,000人のシニアに予備調査として、現在所有しているデバイスについて聞いたところ（複数回答可）、最も多かったのは「ノートPC」で50.3%、次いで「スマートフォン（Android）」が45.1%、「スマートフォン（iPhone）」が23.4%となった。こちらの複数回答を再集計してスマートフォンを持っている人の割合を見ると67.6%だった。

2. シニアのスマートフォンでの 平均通話時間は10分未満が91.6%

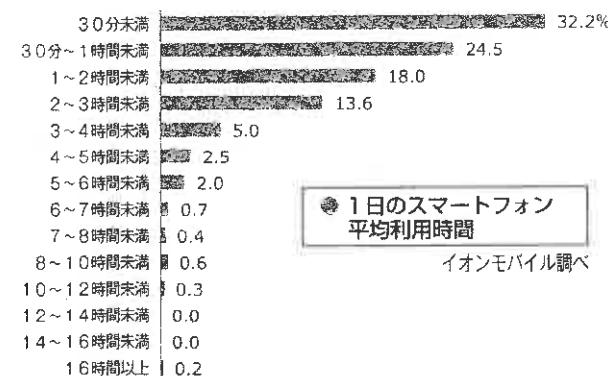
スマートフォンを利用してい
る回答した50
歳～79歳の男女
6,803人に、スマ
ートフォンでの1
回あたりの平均
通話時間を聞い
たところ、最も多
かった回答は「1
分～5分未満」で
53.4%となつた。
女性は他の年代



と比較すると、高齢ほど通話時間が長い傾向になることがわかつた。

3. シニアの1日当たりの スマートフォン平均利用時間は88分

利用しているアプリのジャンルの上位は「天気、ニュース、ナビ」スマートフォンを利用していると回答した50歳～79歳の男女1,000人に、スマートフォンを利用する1日の平均時間を聞いたところ、「30分未満」が32.2%と最も多く、次いで「30分～1時間未満」が24.5%、「1～2時間未満」が18.0%となり、シニアのスマートフォンに接觸している時間の平均は88分となつた。



8

日 刊	JP 新東京	No.2763	2020年4月10(金)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部			
	03-5606-6784	内線 4353	

大型生命共済「きずな」に 加入しましょう！！

5／18（月）申込み締切です！

大型生命共済「きずな」の新規募集がスタートしています。

「きずな」は年2回の募集がありますが、今回は2020年8月1日（土）に保障がスタートする「きずな」の募集となります。

申込締切日は5／18（月）となります。

尚、今回の募集で加入が可能な方は、現在未加入の組合員本人とご家族（配偶者とお子様）の新規加入のみです。

（コース変更やご家族のみの新規加入等は今回出来ません。次の募集をお待ちください。）

■大型生命共済「きずな」とは

万一死亡の際はご家族の生活を、高度障害の際はご自身の生活を支援します。

組合員の助け合いのために生まれた「きずな」は手頃な掛金で安心保障。掛金は何歳で加入しても一律となっています。配偶者・子どもの保障もありますのでみんなで加入しましょう。

■「きずな」の主な特徴

①手軽な掛金で大きな保障

（例）300万円の死亡保障に対する掛金が月々わずか600円

②毎年保障を見直せます

家族構成の変化に合わせた保障の見直し等が容易です

③1年ごとの余剰金を配当金として還付

昨年度の配当実績は約23%

④傷害特約に加入すれば、様々な事故、ケガにも備えられます

ケガをした際の入院・手術・通院に対して共済金が支払われます

⑤退職後も満80歳6ヶ月までご継続いただけます

年齢・性別で掛金が変わる「退職・非適継続コース」に切り替えが必要です

※ご加入をご希望の方は、支部執行委員や分会役員にお問い合わせください。

意向確認【ご加入前のご確認】

「きずな」は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

・死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害共済金を一時金または年金としてお支払いします。

制度内容 **一般コース**

選択テーブル表(死亡・高度障害のとき)下記コースからいずれか1種類を選んで申し込んでください。

選択できる コース	一時金で受け取る場合			遺族年金で受け取る場合			月額掛金
	コース名	料金	年齢	初年度年金額	平均年金額	最終年金額	
(H)	死亡・ 高度障害共済会	6,000 万円	30年 (3,000万円)	約 9.7 万円	約 19.5 万円	約 29.3 万円	約 7,036 万円
(J)	5,500 万円	(2,750万円)	25年 (2,750万円)	12.3	22.7	33.0	6,817 (6,300円)
(K)	5,000 万円	(2,500万円)	20年 (2,500万円)	16.5	27.5	38.5	6,613 (5,700円)
(M)	4,500 万円	(2,250万円)	15年 (2,250万円)	23.9	35.6	47.4	6,423 (5,775円)
(S)	4,000 万円	(2,000万円)	10年 (2,000万円)	39.5	52.0	64.4	6,240 (5,225円)
(L)	3,500 万円	(1,750万円)	5年 (1,750万円)	88.7	101.1	113.5	6,067 (5,250円)
(A)	3,000 万円	(1,500万円)	30年 (1,500万円)	8.8	17.9	26.9	5,900 (4,750円)
(B)	2,500 万円	(1,250万円)	25年 (1,250万円)	11.3	20.8	30.3	5,863 (4,200円)
(C)	2,000 万円	(1,000万円)	20年 (1,000万円)	15.1	25.2	35.3	5,881 (3,800円)
(D)	1,500 万円	(750万円)	15年 (750万円)	21.9	32.7	43.4	5,868 (3,675円)
(E)	1,000 万円	(500万円)	10年 (500万円)	36.2	47.6	59.0	5,720 (3,325円)
(F)	500 万円	(250万円)	5年 (250万円)	81.3	92.6	104.0	5,561 (3,150円)
(G)	300 万円	(150万円)	30年 (150万円)	8.0	16.2	24.4	5,532 (2,625円)
			25年 (150万円)	10.2	18.9	27.5	5,511 (2,375円)
			20年 (150万円)	13.7	22.9	32.1	5,489 (2,100円)
			15年 (150万円)	19.9	29.7	39.5	5,460 (1,900円)
			10年 (150万円)	29.6	39.0	48.3	5,438 (1,750円)
			5年 (150万円)	66.5	75.8	85.1	5,408 (1,625円)
			30年 (150万円)	6.4	13.0	19.5	5,387 (1,500円)
			25年 (150万円)	8.2	15.1	22.0	5,366 (1,375円)
			20年 (150万円)	11.0	18.3	25.7	5,344 (1,250円)
			15年 (150万円)	15.9	23.7	31.6	5,323 (1,125円)
			10年 (150万円)	26.3	34.6	42.9	5,290 (1,000円)
			5年 (150万円)	59.1	67.4	75.6	5,269 (875円)
			30年 (150万円)	5.6	11.4	17.1	5,248 (750円)
			25年 (150万円)	7.2	13.2	19.3	5,227 (625円)
			20年 (150万円)	9.6	16.0	22.4	5,206 (500円)
			15年 (150万円)	13.9	20.8	27.6	5,185 (375円)
			10年 (150万円)	23.0	30.3	37.6	5,164 (250円)
			5年 (150万円)	51.7	58.9	66.2	5,143 (150円)
			30年 (150万円)	4.8	9.7	14.6	5,122 (50円)
			25年 (150万円)	6.1	11.3	16.5	5,099 (37.5円)
			20年 (150万円)	8.2	13.7	19.2	5,078 (25円)
			15年 (150万円)	11.9	17.8	23.7	5,057 (18.75円)
			10年 (150万円)	19.7	26.0	32.2	5,036 (12.5円)
			5年 (150万円)	44.3	50.5	56.7	5,015 (7.5円)
			30年 (150万円)	4.0	8.1	12.2	4,994 (1.25円)
			25年 (150万円)	5.1	9.4	13.7	4,973 (1.0625円)
			20年 (150万円)	6.8	11.4	16.0	4,952 (0.875円)
			15年 (150万円)	9.9	14.8	19.7	4,931 (0.75円)
			10年 (150万円)	16.4	21.6	26.8	4,900 (0.625円)
			5年 (150万円)	36.9	42.1	47.3	4,879 (0.50625円)
			30年 (150万円)	3.2	6.5	9.7	4,858 (0.375円)
			25年 (150万円)	4.1	7.5	11.0	4,837 (0.3125円)
			20年 (150万円)	5.5	9.1	12.8	4,816 (0.25円)
			15年 (150万円)	7.9	11.8	15.8	4,795 (0.1875円)
			10年 (150万円)	13.1	17.3	21.4	4,774 (0.125円)
			5年 (150万円)	29.5	33.7	37.8	4,753 (0.0625円)
			30年 (150万円)	2.4	4.8	7.3	4,732 (0.03125円)
			25年 (150万円)	3.0	5.6	8.2	4,711 (0.025円)
			20年 (150万円)	4.1	6.8	9.6	4,690 (0.01875円)
			15年 (150万円)	5.9	8.9	11.8	4,669 (0.0125円)
			10年 (150万円)	9.8	13.0	16.1	4,648 (0.00625円)
			5年 (150万円)	22.1	25.2	28.3	4,627 (0.003125円)
			30年 (150万円)	2.0	3.7	5.5	4,606 (0.001875円)
			25年 (150万円)	2.7	4.5	6.4	4,585 (0.00125円)
			20年 (150万円)	3.9	5.9	7.9	4,564 (0.000625円)
			15年 (150万円)	6.5	8.6	10.7	4,543 (0.0003125円)
			10年 (150万円)	14.7	16.8	18.9	4,522 (0.0001875円)
			5年 (150万円)	3.2	4.3	5.3	520 (0.000125円)
			30年 (150万円)	7.3	8.4	9.4	505 (0.0000625円)
			25年 (150万円)	4.4	5.0	5.6	303 (0.00003125円)
			20年 (150万円)	5.6			600 (0.00001875円)
			15年 (150万円)				1,000 (0.0000125円)
			10年 (150万円)				1,000 (0.00000625円)
			5年 (150万円)				600 (0.000003125円)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 緊急事態宣言を受けた対応

= 郵便・物流事業関係 =

本部は、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、社員やお客様の安全確保を第一に、事業継続できる体制を構築するよう会社に強く求めてきた経緯にある。

日本郵便より「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言」を受けて、現時点における会社対応について示されたことから周知する。

現在、郵便・物流セグメントとして示された項目は、①営業活動については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、電話やメールを活用するなどして、顧客訪問を極力控えること。②顧客からの訪問依頼があった際には、所属長が訪問可否を判断するとともに、訪問する際は、訪問前の手洗いの徹底、マスク着用等、新型コロナウイルス感染拡大防止に充分努めること。③書留、ゆうパック等の配達の際、配達担当者と受取人の接触ができる限り回避するため、受取人の希望を確認した上で、ポストや玄関前等に配達する取り扱いを実施し、状況に応じて追加措置を検討するというもの。

本部は、会社に対して、緊急事態宣言が発令されたエリアにおける対面配達について、まず、社員の安全面での環境整備を重点的に行いうよう強く求め、今後予定されているマスクの措置について、重点的に7エリアに配備を行うとする回答を示させた。

なお、限られた資源であり、支社が郵便局の配備調整・支給を検討するスキームであることから、地本・支社間でチェック体制を要請する。

また、消毒液の確保についても同様に求めたところ、本社一

括購入が困難なため、予算措置が講じられているが、郵便局近隣での購入も困難な状況にあることは理解しており、具体的な対策について検討していくとした。

まずは、そういう環境整備を確認の上、非対面配達――における課題について問題提起を行った。

- ① 職場では3密にならないよう、職場の換気や全体ミーティングの見直し、点呼時の接近等、改めてそういう実態にないこと確認するよう求め、これまで以上にリスク回避に努めたとした。
- ② 非対面配達は、対面を避けることで接触リスクを回避することに繋がることから、その運用について社員が有効的に活用する指導の徹底を求めたところ、会社も同様の認識を示した。
- ③ メディア等の活用により、広く利用者へ伝えることを求め、会社の考え方を質したところ、様々な手段を活用して、広げていく認識にあることが示された。
- ④ 高層セキュリティマンションやオートロック機能を有するマンション――では、業務的に効果を発揮できるものと考えるが、一軒一軒にくまなく声かけを行うとした指導は行わないよう強く求め、会社も現場管理者への誤った理解がないよう落とし込みを行うとした。
- ⑤ また、非対面配達を全国展開するべきと求めたが、検討しているとした回答に現時点では留まった。

本部は、こういう環境にある中で、本社が社内規程等で見直すことが可能であるものの、往来制限が発生した場合の対応等については、社員の負担を最大限無くすることを前提に社員の安全を考慮し、検討するよう求めてきた。

会社も、社員の安全が第一との認識を示した上で、環境変化を見定めつつ、さまざまに検討を行っている過程にあり、今後の感染拡大の動向によっては、BCPの発動を行うなどの考えにあるとした見解を示した。

本部は、このような環境化でも、社会のインフラを確保するためには使命感をもって頑張る社員を第一義に考えた、本社の姿勢を示すよう求めていく。

新型コロナウィルス感染症拡大への対応策

郵便局において、コロナ感染者の発生により現在も集配業務は停止している福島県の二本松郵便局、そして14日に公表された、大森郵便局と登戸郵便局など、全国広範囲にわたり感染者が確認されている。新東京でもこのままの勢いが続ければいつ感染者が出てもおかしくはなく、2000人規模の新東京で万が一確認された場合、クラスター発生は免れないと思われる。そのためJP労組で、すでに実施されている、あるいは調整中として会社側に確認した新東京のコロナ対策が下記である。

- ①時差出勤(実施決定、詳細分かり次第発表)
- ②出勤者数の抑制(現在各部に調整依頼中、ただし、実施された場合、特別休暇は適用されない)
- ③ゆうゆう窓口の営業時間短縮(現在実施中。平日19時まで、休日18時まで)

現在のコロナ関連の主なニュース

○4月14日までに確認された国内でコロナウィルスの感染者は7,645人、死亡者は109人

○厚労省のクラスター対策班である北海道大教授は、15日、外出自粛などの対策を全く取らなかった場合、重篤な患者が国内で約85万人に上り、このうち約半数の40万人程度が死亡する恐れがある、との試算を明らかにした。

この試算は最悪の事態を想定したものであり、対策が取られている現状には当てはまらないが、新型ウィルスのリスクを広く知ってもらうために公表したとしている。

○先の7日に政府より発令された7都府県の緊急事態宣言の期間は5月6日までだが、それまでに歯止めがかからなければ何度も延長が可能で、7都府県とした対象地域も増やせる。

日 刊	JP新東京	No. 2768	2020年4月17日(金)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部			
	03-5606-6784	内線 4353	

アマゾン社からのコロナウィルス 対策に伴う要請について（追加）

1. 概要

アマゾン社より、米国及び世界各国におけるコロナ感染に伴い、世界の主要都市での都市機能の抑制措置等による影響で工場停止や出荷に大幅な遅延に支障が生じていてこと及び感染対策を講じた作業工程の見直しによって日本郵便へ差し出しているゆうパケットの運用を見直したいと要請があったことから、関連情報で周知したオペレーション対応案のとおり 4/6 から対応を実施している。

今般、アマゾン社より、新たに上記オペレーション対応に加えて追加要請があったため、以下の検討をしているところである。

2. アマゾン社からの要請内容

- (1) 4/1 3 から対象 FC 出荷の通常ゆうパケット持込便の区分方の軽減
※追加対象 FC (鳥栖 FC、川越 FC、藤井寺 FC)
- (2) 郵便局での区分時間確保のため持込時間を 3 時間前倒し
- (3) 当日便ゆうパケット・翌配ワイド・配達日時指定ゆうパケットの差出停止

3. オペレーション対応（案）

FC	引受局	平均個数/日	切替日	区分数
鳥栖FC	新福岡	13,379	4/13	24区分⇒無区分
川越FC	川越西	9,851	4/20	6区分⇒無区分
藤井寺FC	新大阪	2,552	4/20	25区分⇒無区分

4. 会社の対応方針

アマゾン社については当日便ゆうパックが他社移行となった経緯もあり、今後の荷物戦略を展開するうえで重要な顧客であることから、郵便局での作業負荷及び要員状況を考慮しつつ、本件要請に可能な限り対応することとしたい。

また、本対応に係る費用についてアマゾン社との交渉により、変更契約を交わすことで概ね合意となっている。

5. 主なやりとりと本部の判断

本部は、応援体制については業務量を鑑みたうえで検討中となっているが、過度なマネジメントとならないよう申し入れた。

会社は、前回の回答において、「現段階でコロナ影響の終息が見通せない状況であり、いつまで続くか不透明」としていたが、今回、アマゾン社とは社会的情勢に左右される前提であるものの、現段階の合意として5月19日までを目途とする旨の回答を示した。

本部は、全てを安易に受け止めた訳ではなく、少なくとも利益の確保について徹底的に求め、残課題であった本件の運用変更に係る手数料等の価格交渉を申し入れたところ、変更契約により追加料金を確保することについて、概ね合意との回答を得た。また、応援体制についても、業務量を鑑みたうえで検討するとの回答を示してきたが、現場の負担を考慮し、応援体制を構築するよう申し入れ、本社応援等の実施を確認することをもって受け止める判断を行った。

本部は、今回の対応は市場における企業価値の向上に資するものと判断するが、今後のアマゾン社の動向を注視した上で、中長期的な収益構造を見据えた上で契約判断を行う必要があるものと考え、そうした環境を見極めた会社対応を行っていく。

総合共済に入ろう 加入募集中

共済の基本中の基本、助け合いの原点「総合共済」にまだ入っていない人は、今すぐ加入しよう。

日本全国の働く仲間が掛金を出し合って、結婚、出産、小学校入学祝いなどのお祝い事も、住宅災害や死亡などの不幸なことも、幅広く支払いする総合共済…。慶弔見舞金制度です。

掛金は毎月750円で安心・安全に働き暮らしていくことのできる共済です。未加入の方は要検討ですよ！ 詳しくは組合役員まで…

日 刊	JP 新東京	No.2769	2020年4月20日(月)
日本郵政グループ労働組合新東京支部広報部			
TEL 03-5606-6784 内線 4353			

☆最新情報提供

新型コロナ感染症拡大に対する対応

…日本郵便より、「新型コロナ感染症拡大に対する対応」について、これまでの対策を強化し、フロントラインに指示するとの情報提供がありました。

1. 会社からの情報提供内容

新型コロナウイルス感染拡大に対し、お客様及び社員の安全確保等をはかるための対応を指示する。

主な変更点は以下のとおり。

(1) 緊急事態宣言発令地域に限らず、郵便窓口・ゆうゆう窓口・金融窓口の営業時間を短縮

局種	ゆうゆう窓口	郵便窓口	金融窓口
単独マネジメント局	平日は19時、土曜日・日祝日は18時までに短縮 ※ 24時間営業局のゆうゆう窓口及び平素7時より前に開始しているゆうゆう窓口は、営業開始時刻を7時に変更。		16時までに短縮
エリアマネジメント局 (一部を除く)	一	17時までに短縮	16時までに短縮

(2) 集配業務の取扱いの変更（郵便業務を行う組織に限る）

関連マニュアルによらず、当面の間、集配業務の取扱いを変更する。

【取組内容】

- ① 対面によらない配達の実施
- ② 当日受付の再配達の休止・集荷予約制の実施
- ③ 集配受託者へのお知らせの実施

(3) コンサルタントの自宅勤務の拡大

コンサルタントの自宅勤務について、実施頻度を「週3日まで」としていたが、4/15以降、実施頻度を「週4日まで」に変更する。

※それぞれの詳細は別添資料参照

2. 本部の判断等

(1) 本部は、新型コロナウイルス感染症がさらに拡大してきている状況を踏まえ、社員及びお客さまの感染防止の観点等から、これまでの対策をさらに強化していくよう求めてきた経過にある。

今回の措置は、緊急事態宣言発令地域における対応を全国展開していく等の対応が主に示されたものであり、一定の受け止めが出来るものと判断している。

(2) 本部は、緊急事態宣言が発令されている状況の中、引き続き政府・自治体等の対応や情報、感染状況等を注視するとともに、組合員の健康確保を大前提に、より安心して業務対応が行えるよう会社に対して引き続き必要な措置を行うよう求めていく。

No.2770

2020年
4月21日(火)日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部03-5606-6784
内線 4353

一律10万円給付 の迷走による後手対応は許されない

安倍晋三首相は、新型コロナウイルス対策として公明党が求めた現金10万円の一括交付を表明し、決定済みの2020年度補正予算案の組み替えを昨日、閣議決定した。緊急経済対策の決定から10日足らずの方針転換となる。コロナ禍で大勢の国民が生活を脅かされている。政治の迷走で支給をはじめ対策が遅れることは許されない。今回の経済対策は今月7日、感染拡大に伴う休業などでの収入が減った世帯に30万円の現金を支給することを

柱に決定したばかり。それに合わせて政府は東京、大阪、福岡など7都府県を対象に緊急事態宣言を発令した。一律10万円の申請方法について一部報道されているが、先に決定した1世帯30万円の現金給付は取り下げられる。公明党はかねてより前者を主張していたが、対策は安倍首相の意向で後者にまとまつた緯がある。

安倍首相が受け入れた。30万円案は給付対象が限られる点に与党内からも批判が高まっていた。対策費を盛り込んだ補正予算案も決定済みで、30万円給付を前提に編成されたため、一律10万円では組み替えが不可欠。予算案の国会提出は当初20日の予定だったが1週間程度遅れる見通しだ。心配されるのは予算案成立と対策実行が後ろへずれ込む点である。当初案でも支給は早くして5月とされ、迅速な支援を必要とする人々の不満と不安は強い。この点について山口代表は「政治がスピードに意思



決定すれば、月内に成立させることは不可能ではない」と述べた。であれば、野党に譲れる点は譲つても一日も早い補正成立と対策実行に全力を挙げるべきである。

公明党の主張が通った形の一
律10万円給付だが、問題は山積している。まずは、所得制限を設けなければ、高所得で休業などの影響がほとんどの世帯にも分け隔てなく支給される点だ。収入面の不安がない世帯では、そのまま預貯金となる可能性が高い。過去に経済対策として実施した給付金はそのため効果が乏しかつたと政府内にも反省がある。そのような手法を繰り返していくだろう。

また、当初案より給付減となる世帯が出てきかねない問題もある。例えば、単身世帯で収入減により30万円の支給が見込まれたのに、1人10万円では受取額が減るケースだ。困

窮世帯の納得を得られる制度設計が欠かせない。

安倍首相は一律給付について、緊急事態宣言を全国へ拡大し「外出自粛をはじめ、さまざま（国民の）行動が制約される」と説明した。だが10万円もの大金を全國民に配れば消費活動の刺激は避けられない。これでは感染抑止に矛盾するのではないか。

そして財源は、国民全員に10万円となれば、単純計算で1兆円超に膨らむ。現状では赤字国債で賄わざるを得ず、「借金によるばらまき」との批判は免れられないだろう。

1世帯30万円の実施に向けて関係省庁と申請を受け付ける市区町村は準備を急いでいた。今回の方針転換でその作業の混乱も予想される。安倍首相には、これら対策の実務を担う関係者を含め、幅広い国民の理解を得られる説明への責務がある。

【P】

年金共済「ゆとりプラン」の紹介

退職後のゆとりある生活設計のために、年金共済「ゆとりプラン」入りませんか。年金の受け取り方法は7種類から選択出来ます。予定利率は1.25%での運用です。

退職時に積み増しもOK。税制上の優遇もあります。月払い掛金は2000円から、ボーナスは10000円からとなっています。

加入申し込みは毎月できます。

日 刊	JP新東京	No.2771	2020年4月22日(木)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部			
		03-5606-6784	内線 4353

新型コロナウイルスに伴うキャッシュレス決済本格導入の延期

日本郵便より、「新型コロナウイルスに伴うキャッシュレス決済本格導入の延期」について情報提供があり周知する。

1. 会社からの情報提供内容

新型コロナウイルスの影響等を鑑み、キャッシュレス決済の本格導入を約1か月延期する。

(1) 本格導入の延期

5月に予定していたキャッシュレス決済の本格導入について、新型コロナウイルスの影響等を鑑み、当面は約1か月延期することとし、6月導入に計画変更する。

(2) 変更後の運用開始日等

運用開始日を5/11(月)、18(月)、25(月)から、6/8(月)、15(月)、22(月)に変更する。

また、自局研修の終了期限も、4/24(金)から5/22(金)に1か月延長する。

(3) その他

6月導入の最終判断は、今後の新型コロナウイルスの収束状況等を踏まえ、5月中旬までに実施する。

2. 本部の判断

キャッシュレス決済の導入時期については、新型コロナウイルス感染症における対策等により、社員研修等の実施も極めて困難な状況にあると判断し、本件について了とする。

なお、新たな開始時期についても、現下の状況からは不透明であることから、会社との連携をはかり速やかな情報提供に努めることとする。

2020年度物数等調査の中止等について

本日、(4月15日)日本郵便より「2020年度物数等調査の中止等」について説明を受けたことから情報提供します。

1. 概要

4月7日に緊急事態宣言が発令された影響により、取扱物数の減少が見込まれること等から、今年度の物数等調査については平常期の物数としてデータを取得することが困難であるため項目2の調査項目を除き中止する。

2. 中止としない調査項目

物数の増減に関わらず、データ取得可能な以下の項目については当初の計画通り調査を実施。

《調査項目》

- (1) 曜日別要員配置表（内務、外務、計画担当）
- (2) 班別の要員配置・通区状況等（外務のみ）
- (3) 区分口別通数記録表（外務のみ）
 - ※非常事態宣言等の状況を判断し時期検討
 - ※テレマティクスを活用した配達順路の見直しを行う郵便局に限る
- (4) カラー管理郵便物の物数調査（内務のみ）
 - ※時期をずらして実施予定
- (5) 結束表の報告（内務のみ）

3. スケジュール(予定)

6月以降準備出来次第 郵便局において調査および取りまとめ

4. その他

2020年度においては全国で集配外務能率調査を実施予定(詳細については別途情報提供)

5. 本部判断と今後の対応

本部は、調査項目のうち「区分口別通数記録表(外務のみ)」を「テレマティクスを活用した配達順路の見直しを行う郵便局に限る」とした考え方およびこの項目の調査を中止しない理由について質した。

会社は、テレマティクスを活用した区画・道順の見直しを進めるにあたり、適正な区画を検討する上で区分口別に業務量の把握が必要になることから、区分口別の通数等を把握するものとしており、本調査については全局を対象に実施するものではなく、テレマティクスを活用した区画・道順の見直しを実施予定の郵便局に限定した上で、実施時期についても四団の状況を十分に勘案して実施するとしている。また、中止しない理由としては、テレマティクスを活用した区画・道順の見直しは、2020年度経営計画にも記載のある重点取組事項であるとともに、現下の厳しい要員事情や今後予定されている郵便制度改正議論等を見据えた場合、新しい要員算出標準の策定に向けて、可能な限り早急に実現に向けた道筋をつけていくことが必要であり、検討に向けて精緻な基礎データの収集については可及的速やかに実施していく必要があるためとしている。

本部は、①新型コロナウイルス感染が拡大していること、②それに伴い各企業の業務も平常時とは異なり郵便物の差出減少が見込まれること、③タウンプラスを利用した全戸へのマスク配達、を考えれば、調査の一部中止(一部の項目は実施)は受け止められるものと判断する。

加えて、新しい要員算出標準の基礎データへの活用を鑑みれば、精緻な実態の数値を把握する必要性についても認識を共有できるものである。

なお、会社は、要員算出標準の見直しに向けて集配外務能率調査を実施する予定としており、本部は、詳細について会社と協議を進めるとともに、物数調査と併せて実施することとしていた一部の項目の実施を別途、周知するタイミングで、新たな要員算出標準づくりに向けたスケジュールも同様に明らかにさせていく。

以上

日 刊	JP新東京	No.2755	2020年 4月24日(金)
		日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
		03-5606-6784	内線 4353

新型コロナウイルス感染症対策に係る必要物品の調達等に向けた対応

本部は、新型コロナウイルスの感染拡大に係るリスクと向き合いながら、日々の業務運行を支える現場組合員の苦労や厳しい生活環境等について、本社に対し訴え続けている。

また、例えば郵便・集配職場は、作業時間が集中し過密な労働環境にあることや、金融窓口職場では、お客さまと近い距離で対応しなければならないこと等、厳しい職場環境についても訴え、マスクや消毒スプレーの配備等、具体的な対処を講じるよう強く求めてきた。

日本郵便は、社員が厳しい環境の中で業務運行に尽力しており、できる限りの対処を講じたいとの認識を示した上で、全国で必要とする物品を直ちにまとめて調達することは大変難しい状況にあることから、地域の状況等に応じて、必要なものを柔軟かつ迅速に調達できるように対処するとの考えを示してきた。

具体的には、新型コロナウイルス感染症対策物品の購入経費として、社員一人あたり1,000円換算で各支社に経費を通知し、地域に応じた必要物品の調達等を行っていくとした。

また、状況に応じ追加で経費を通知すること、および引き続き全国で必要とする物品もまとめて調達することも検討するとの考えも示している。

本部は引き続き、国からの要請であるマスクの配達等を含め、求められるサービスの提供を続ける厳しい現場の実態を訴え続け、できる限りの対応を求めていく。

地方本部においても、支部・職場との連携の上、必要な物品の調達や職場環境の改善に向けた具体的対処等、積極的に支社との協議等に臨むよう要請する。

EADの義務化対応

本日、日本郵便より「通関電子データ（以下、「EAD」と言う。）※の送信義務化対応」について説明を受けたことから周知する。

※EAD：Electronic Advance Dataの略称で、郵便物の通関情報を事前に電子化し名宛国に送信すること。

1. 経緯

- (1) UPU（万国郵便連合）の採択により、2021年1月1日（金）以降、物品を内容品とする郵便物（EMS、小包、小型包装物等）を送る際のEADの入力および送信の義務化が決定された。これにより、EADの送信がない郵便物は名宛国で通関の遅延、場合によっては郵便物の返送が起こり得る。
- (2) なお、すでにUSPS（米国郵便庁）からは、2018年8月、米国宛て郵便物でEADの送信がない場合、米国での輸入通関・セキュリティ検査等に時間を要するおそれがあるとの申し出があり、ホームページにお知らせを掲載しているが、今般、外国から米国宛て到着する物品を内容品とする郵便物について、2021年1月1日（金）以降、EADがない場合はすべて返送との申し出があった。

2. 今後の取り組み

- (1) 2021年1月1日（金）以降、EADの送信がない郵便物は通関の遅延、場合によっては郵便物返送があり得ることをお客さまに周知するとともに国際郵便マイページサービス（EAD対応サービス）への移行を依頼するためのチラシ等を作成。
- (2) 大口のお客さまには営業パーソンを介して周知および移行を依頼。
- (3) パソコンやスマートフォンを持ち合わせず、国際郵便マイページサービスが利用できないお客様の為、タブレットを活用した引受け方法を整理中。

4. 本部判断

- (1) 本部は、本件は現下の新型コロナウイルスの感染拡大により各職場では通常とは異なる業務や各種施策の延期などの対応がとられている中にあって、直ちに取り扱いが変更となるものではないが、UPU採択事項の対応の必要性や、お客様への事前周知の期間も考慮し、現時点において必要な対応として受け止めた。
- (2) あわせて、お客様への周知に万全を期すとともに、関係する内務・外務社員への丁寧な説明を求めたとした。

日 刊	JP 新東京	No.2774	2019年4月27日(月)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部			
TEL 03-5606-6784 内線 4353			

特別定額給付金関係郵便物の取扱いに係る対応

1. 指示内容

別紙資料参照

2. 主なやりとり

各自治体の調整内容については、支社を通じて速やかな地本説明を行い、タウンプラス配達期間と重複する場合を想定した自治体対応を強く要請するなど、現下の状況に最大限配意した指示を求めた。

会社は、「自動車税関係郵便物の差出時期と重なることが想定される場合は、郵便局で差出時期の調整が可能な顧客との個別調整を行うほか、他の余裕承諾郵便物等で調整を行う等の対応を可能な限り実施する。また、特別定額給付金関係郵便物に関する各自治体との調整内容等については、支社を通じて、地本に説明することとしたい」との見解を示した。

3. 今後の対応

本部は、世間からも注目をあびる郵便物の配達であり、取扱いにおける迅速な配達を行う必要性については理解するが、感染防止という中にあって社員も息つく間もなく、業務運行を確保している実態を最大限考慮した調整力およびオペレーションの構築を求めた。

今後は、地本一支社間で対応いただくことになるが、現場でスムーズな対応がはかられるよう、地本にはバックアップを要請する。

2020.4.24

「特別定額給付金郵便物の手続きに係る課題等に関する質問メモ」への回答

問	回答
○ マスクタウンプラスや自動車税納付郵便と重なることから、自動車税納付郵便の交付を後ろ倒しする要望を行うこと。	自動車税関係郵便物の差出時期と重なることが想定される場合は、郵便局で差出時期の調整が可能な顧客との個別調整を行うほか、他の余裕承諾郵便物等で調整を行う等の対応を可能な限り実施することとしたい。
○ 具体的な都道府県との対応状況について示すこと。	自動車税関係郵便物に関する都道府県との対応については、このような状況に鑑みて、郵便局に対して、都道府県との調整に関する指示やその状況に関する報告を求めないが、必要に応じて把握することとしたい。
○ 一世帯1通（受払同封）として差出を求める。加えて、機械処理に対応する形状とすること。	総務省から各市区町村に対して、原則として世帯主宛とする定形郵便物として差し出すよう示されているところ。
○ 宛名は文字サイズが小さくなりすぎないようにすること。	市区町村（自治体）との調整時に、宛名の文字サイズを10ポイント以上としていただくよう説明することとしている。
○ 問い合わせはヘルプデスク、専用ダイヤル等、自治体が責任を持つこと。	本事業に関する問合せは自治体が対応。 郵便物の取扱いに関する問合せに限り当社コールセンター又は郵便局で対応することになる。 自治体との打合せ時に、問合せの連絡先についても確認することとする。

○ そのためにも、郵便局エリアは一斉配達が可能となるよう差出要請を行うこと。	発送方法については、今後、郵便局と自治体間で調整し、それぞれの郵便局の事情に応じて最適な方法となるよう工夫したい。
○ 行政区がまたがる郵便局は支社サポートを行うこと。	(2問をまとめて回答) 支社においても状況を把握することから、必要に応じてサポートを行うことになるが、基本的に自治体の配達を受け持つ郵便局を窓口として、関係郵便局と連携して対応することとしている。
○ 窓口を受け持つ郵便局負担が大きいと考えることから、支社サポートを行うこと。	
○ 被集中局の扱いについて、明確にした上で、調整を行うこと。	発送時期等について自治体との調整内容は被集中局とも随時連携することとしている。
○ 具体的な業務運行の連携はどう行うのか。	集中処理を実施している場合、速やかに配達することができるよう被集中局と集中局との間で運送便等の情報を連携して対応することとしている。
○ また、配達情報システムの転居入力にタイムラグがあるものと考えるが対応策はあるのか。	また、転居届には、反映までに3日~7日程度を要する旨お知らせしているところであるが、郵便局においても日々の登録作業を確實に実施するよう指示しているところ。
○ マスコミ等へのアナウンスは無用なトラブル防止となることから、統一した対応を行うこと。	現時点では、本件郵便物の発送については、当社からアナウンスすることは予定していないが、マスコミ対応が必要な場合は、自治体と調整の上、本社、支社とも連携して対応することとしている。
○ 返信受払郵便物に納入する書類は極力少量となるよう検討すること。	受給権者が口座番号等の必要事項を記入した上で、本人確認資料を添付した書類が納入される予定であり、少量となる見込みである。

	(参考) 総務省HP https://www.soumu.go.jp/main_content/000684447.pdf
○ 普通郵便の取扱いであることを明確に確認すること。	総務省からは普通扱いで差し出すことが例示されているところ。 自治体との調整に当たっても、普通扱いとする定形郵便物で差し出していただくよう説明することとしている。
○ 祝日に通常配達の執行を行わない旨、明確に伝えること。	まずは、市区町村(自治体)の差出日程を確認した上で、祝日の配達について要請があった場合は、差出日を調整していただくこととしている。 それでもなお、祝日配達を要請された場合は、対応について検討の上別途示すこととする。

日 刊	JP 新東京	No.2775	2020年4月28日(火)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部			
	03-5606-6784	内線 4353	

新型コロナウイルス感染拡大防止等に伴う 第13回定期全国大会の延期等について

6月に開催する予定としてきた第13回定期全国大会について、その開催方法や開催時期等、あらゆる検討を重ねましたが、何より参加する組合員の安全を第一に考えた結果、延期せざるを得ないと判断にいたりました。また、それにあわせた運営の見直し等も行う必要があります。

については、第13回定期全国大会の延期と定期地方大会および定期支部大会の延期等について、下記のとおりとしますので、各機関における対応を要請します。

1. 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、開催予定の地方自治体の状況等からも、予定していたスケジュールでの第13回定期全国大会の開催は困難と判断し、その日程を変更（延期）する。

また、それにあわせた運営の見直し等も行う。

2. 具体的な変更内容等

(1) 第13回定期全国大会の延期等

ア 日程

変更前：2020年6月11日（木）～12日（金）

変更後：2021年2月 4日（木）～ 5日（金）

イ 会場

沖縄コンベンションセンター（変更なし）

ウ 議案

規約第37条「全国大会の招集にあたっては、開会日の30日前までに、その日時、場所および議案を告示しなければならない」に沿って、変更後の開会予定日にあわせて策定する。

なお、第12回定期全国大会において、「2019－2020年度運動方針」を確認していることから、それに沿って運動・活動を執行していくことを前提に、延期する大会には、その時点における補強方針（案）等の提起を行う。

ただし、2020年度財政方針（案）および予算（案）については、地本委員長等との協議の上で、従来予定していたスケジュールどおり組織内周知をはかり、

延期して2021年2月に開催する第13回定期全国大会において承認を求ることを前提に、それまでの間は暫定予算として運営を行う。

また、これに伴い春（2021年2月）の中央委員会は開催しない。

(2) 第21回中央委員会の開催

第12回定期全国大会において確認した「2019－2020年度運動方針」に沿って運動・活動の推進をはかっていくことを前提としつつ、運動方針に基づく当面の取り組み等について確認することを目的として、2020年度は、秋に中央委員会（第21回）を開催する。

なお、2020年9月～11月のうちの1日（或いは2日）の会期をもって開催することとし、具体的な日程等については別途周知する。

(3) 2020年度年間執行方針の取扱い等

2020年度の年間執行方針と具体的スケジュール等については、第12回定期全国大会において確認した「2019－2020年度運動方針」に基づき、地本委員長等との協議の上で、2020年6月末までに策定し組織内周知をはかる。

なお、第21回中央委員会や第13回定期全国大会における議論等を踏まえ、必要に応じて補強・修正等を行う。

また、本年6月までの組織拡大に向けた取り組みと2020年度の組織拡大方針の取扱い等に関しては、別途周知する。

(4) 定期地方大会・定期支部大会の日程変更等

地方本部および支部には、定期全国大会の日程変更にあわせて、定期地方大会・定期支部大会の日程変更を行うよう要請する。

なお、規約の第62条「定期地方大会は、毎年1回、原則として定期全国大会後1ヶ月以内に招集する」および第79条「定期支部大会は、毎年1回、原則として定期地方大会後1ヶ月以内に招集する」に沿って開催する。

また、2020年度の本予算の成立（それまでの間は暫定予算として運営）をはかるとともに、前年度（2019年度）決算の報告・承認を受ける必要があることから、いずれの大会も、必ず会計年度内（2021年3月末日まで）に開催する。

おって、「財政方針（案）および予算（案）の取扱い」と「2020年度年間執行方針の策定」についても、基本的には、それぞれ中央本部と同様の段取りで取扱うよう要請する。

3. その他

新型コロナウイルスの感染拡大等の状況から、2021年2月に定期全国大会が開催できないような見通しとなった場合は、予算（案）と組合費見直しに係わる規約改正（案）等を確認・決定するための方法を検討する。

郵便・物流職場における 3密を避けるための取組推進

コロナウイルス感染拡大の影響の中、日常生活のインフラを確保するべく業務運行の確保にご尽力を頂いていることに感謝申し上げる。

先般、緊急要求メモを会社に提出し、鋭意、早急な交渉整理（項目別で周知も意識して）に向けた対応を積み上げていくことにしており、並行した会社責任における、感染防止策の徹底も継続してはかかる必要がある。

既に、各職場では様々に対応して頂いていることは前提の上で、別紙資料を参考に、改めて職場の知恵を結集し、3密を避けるため、①食堂等の休憩施設における席間の拡大、②使用していない会議室を休憩施設や更衣室として活用、③予備室等を活用した集配作業——等、各職場の判断で施設の有効活用をはかるよう求めている。

地域事情や局舎スペース等、それぞれが違う環境にあり、現時点での組合員の率直な声に耳を傾け、会社との意見交換を進めることで、改めて、社員一人ひとりを大切にする会社として、今、何を優先して行うべきか、真摯に職場の声を受け止めて、その具現化をはかっていく必要がある。

まさに、緊急事態の中で職務を全うする組合員の声に基づき、忌憚なく意見交換を行い、職場労使間で共有し、職場全体に実感として映る環境整備につなげることが不可欠と考える。

コロナの問題が長期戦になることも想定し、業務運行を維持する最前線の組合員に、目下、安全・安心が必ずしも確保できるとは言えず、緊急要求交渉の早期整理に向けて会社対応を強化することは勿論、職場の声が支社に伝わっているのか、支社から本社へ、職場課題の声が発せられているのか——等も、重要な位置づけになるものと考える。

したがって、地方段階における意見交換に加え、郵便局段階においても、負担にならない範囲で（窓口を活用等）、能動的な意見交換を要請する。

そして、それらの内容を地本—支社間で共有し、可能な部分については課題解消をはかり、本部一本社間での対応が必要なものについては、隨時、本部へ報告を要請する。

新型コロナウイルス感染症にかかる特別休暇（社員の結婚）の取得期限延期について

本部は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、その防止に向けて、多数が集まる会合や飲食の自粛や国内旅行・海外渡航の抑制が要請されている。これにより、結婚式や披露宴、新婚旅行等の延期を余儀なくされている状況にあることから、特別休暇（社員の結婚）の期間延長等について求めてきた。また、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に向けた緊急要求メモ（2020. 4. 27）」において会社判断を求めてきたもの。

1 特別休暇（社員の結婚）かかる特別措置

（1）概要

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、海外渡航等の自粛の影響等から、取得期限内に社員の結婚にかかる特別休暇を取得できなかった社員について、その理由を問わず取得期限延長の特別措置を実施する

（2）対象者

就業規則にある特別休暇「社員の結婚（社員が結婚する場合において挙式等を行う場合）」について、2020年1月1日以降取得期限が到来し、同休暇を取得していない社員

（3）特別措置

取得できなかった理由を問わず、取得期限を2021年3月31日まで延長する

2 本部判断

会社の示した特別措置は、JP労組の求めに応えるものであり、取得期限を2021年3月31日まで延長したことは、新型コロナウイルス感染症の終息を見極めることができない中で、現時点における最長の判断であると受け止めている。また、取得期限の到来を2020年1月1日以降に遡ることは、例えば、年末繁忙を越えて結婚式等を予定していた社員等の救済にもつながると認識できることから、本件について了とし周知する。

なお、特別休暇（社員の結婚）の取得期限等について、新型コロナウイルスの感染状況や環境変化等を見極めつつ、対応が必要な場合には、別途、会社対応をはかっていく。